

ロシアは、去る2月24日、一方的にウクライナ領に軍事侵攻を開始した。首都キエフをはじめとした各都市でのロシアの戦闘行為により、多くの死傷者が出ている。

このようなロシアの行為は、明らかな主権の侵害であり、平和と秩序、安全を脅かすとともに、重大な国連憲章違反である。さらに、核の力を背景とした威嚇行為は、到底、容認できるものではない。核兵器の廃絶と戦争のない社会を希求すべく、平和都市宣言をしている本市の願いを踏みにじるものであり、強い憤りを覚える。

翻ってウクライナにあっては、2005年日本博覧会における一国一市町村フレンドシップ事業において、幡豆郡幡豆町（現西尾市幡豆町）はパートナーとなり、相互訪問など交友を図った縁からも、今般のロシアの行為は看過できるものではない。

よって、武力による国際秩序を歪曲せんとするロシアに対し厳重に抗議するとともに、即時の攻撃中止と兵力の無条件かつ完全な撤退を強く求める。

以上、決議する。

西尾市議会